

意見書案第 20 号

米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事を強行しないよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 20 日提出

提 出 者
向日市議会議員 杉 谷 伸 夫
山 田 千 枝 子

賛 成 者
向日市議会議員 常 盤 ゆかり
飛鳥井 佳 子

米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事を強行しないよう求める意見書

沖縄県の北部、ヤンバルとよばれる亜熱帯森林のなかにある約160人の住民が暮らす小さな高江集落で今、米軍のヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）の建設工事が強行されている。

沖縄防衛局は、参議院選挙の翌7月11日早朝から県警の機動隊を投入してヘリパッド建設工事に反対する住民らを排除し、工事関係資機材の基地内への搬入を強行した。その後全国から大量の警察官を動員し、反対する地域住民を強制排除するなど過剰規制のもとで工事が行われている。

米軍ヘリパッドは、高江の集落を囲むように建設が計画されており、地域の自然環境や住民生活へ悪影響を及ぼすものである。このヘリパッドには、垂直離着陸輸送機オスプレイの運用が予定され、すでに米軍によるオスプレイの訓練が急増し、昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行している。オスプレイの配備は、当初の住民への説明に反するものであり、その騒音や危険性に対し住民の不安が高まっている。

こうした事態に対し翁長雄志沖縄県知事は、「政府が警察力を用いて住民を強制的に排除する事態が生じていることは県民に大きな衝撃と不安を与えるものであり、誠に残念である」と強く抗議し、沖縄県議会は、「県民の生命、安全および生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練場ヘリパッド建設を強行に進めることに対し厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要請する」との意見書を国に提出した。

こうした地元住民、自治体・議会の反対を顧みずに工事を強行するようなことは、あってはならない事態である。よって国は、民主主義と地方自治の原則に則り、地元の理解なく工事の強行をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月20日

京都府向日市議会